第五条第二項中「以下」の下に「この項において」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第二十一条第三項第十号に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　法第六条第一項第四号から第九号までに掲げる者であって商工組合中央金庫の株主であるものが、その定款の変更以外の事由により、それぞれ当該各号に掲げる者以外の者となったこと。

二　法第六条第一号から第九号までに掲げる者であって商工組合中央金庫の株主であるもの（以下この項において「融資対象株主」という。）の直接又は間接の構成員が、当該融資対象株主に係る次に掲げる事由により、当該融資対象株主の直接又は間接の構成員でなくなったこと。

イ　定款の変更

ロ　構成員を有さない法人その他の団体への変更

ハ　定款で定める存続期間又は存立時期の満了その他これらに類する事由以外の事由による解散

ニ　前号に掲げる事由（当該構成員の責めに帰すべき場合を除く。）

三　融資対象株主の間接の構成員が、その加入する当該融資対象株主の直接の構成員に係る次に掲げる事由により、当該融資対象株主の間接の構成員でなくなったこと。

イ　前号イからハまでに掲げる事由

ロ　当該融資対象株主である者からの脱退

3　商工組合中央金庫は、前項に規定する事由により融資対象団体等でなくなった日から二年間に限り、当該融資対象団体等でなくなった者に対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

第六条第一項中「除く。以下」の下に「この項において」を加え、「子会社（法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。次条第一項第一号において同じ。）」を「合算子法人等又は合算関連法人等」に、「者（以下」を「者（商工組合中央金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第十項第四号及び第十一項第五号において」に改め、同項第一号イ中「子会社」を「合算子法人等」に改め、同号ロ中「子会社とする会社」を「合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者」に改め、同号ハ中「会社の子会社」を「者の合算子法人等」に、「会社に」を「者に」に改め、同号ト中「、イからハまで」を「、ホ」に、「会社（以下「合算会社」という。）」を「者（へに掲げる者にあっては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。⑷において同じ。）」に、「ニ若しくはホ」を「合算会社（次」に、「者が」を「会社をいう。第六項において同じ。）が」に、「イからハまで又はへ」を「当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチ」に改め、同号トに次のように加える。

⑴　当該同一人自身の子会社

⑵　当該同一人自身を子会社とする会社

⑶　⑵に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び⑴又は⑵に掲げる会社に該当するものを除く。）

⑷　ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び⑵に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

第六条第一項第一号中トをリとし、同号ヘ中「ニ又はホ」を「ホ又はヘ」に、「会社（」を「法人等（」に、「ロに掲げる会社」を「イからヘまでに掲げる者」に改め、「及び当該会社の子会社」を削り、同号ヘを同号トとし、その次に次のように加える。

チ　トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第六条第一項第一号ホ中「当該同一人自身を子会社とする会社」を「ロに掲げる者」に、「もの」を「もの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「者」の下に「（国及び外国政府を除く。ヘ及び次号において同じ。）」を、「以下」の下に「この条において」を、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第六条第一項第二号イ中「以下」を「ロ及び第六項において」に改め、同号ロ中「会社に」を「者に」に改め、同条第十項中「第二十六条第三項」を「第二十六条第三項第一号」に改め、同項に次の二号を加える。

四　日本銀行

五　外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

第六条中第十項を第十二項とし、同条第九項第一号中「。以下」の下に「この項及び第十三項において」を、「（以下」の下に「この項において」を加え、同項第六号中「理由に準ずる」を「もののほか、商工組合中央金庫及びその子会社等又は商工組合中央金庫の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば商工組合中央金庫及びその子会社等若しくは商工組合中央金庫の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項第一号中「者（以下」の下に「この項及び次項において」を、「信用供与等限度額（以下」の下に「この項において」を加え、同項第五号中「理由に準ずる」を「もののほか、商工組合中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば商工組合中央金庫又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項第一号中「百分の四十」を「百分の二十五」に改め、同項第二号中「百分の二十五」を「百分の十五」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「。以下」を「。以下この条において」に改め、同項第一号中「以下この項、第八項及び第九項」を「第十項及び第十一項」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第一号ト」を「第一項第一号リ」に、「掲げる会社」を「掲げる者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第四十条第八項」を「第十四条」に、「第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が保有する議決権」を「第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

第六条中第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号リ及び第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

一　他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。